

次の納税者に対し、地方税法第329の1に基づく書類を発送したが、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所および事業者等が不明のため送達できないので、下記のように指定し、地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の2及び東京都板橋区特別区税条例(昭和39年板橋区条例第47号)第6条の規定に基づき公示する。

なお、送達すべき書類は東京都板橋区総務部納税課において保管し、いつでも送達を受けるべき者に対して交付する。

令和8年6月12日

東京都板橋区長 坂本 健

対象書類：令和7年度随時1期（普通徴収分）

No	氏名(名称)
1	富田 博一
2	向井 優菜
3	中村 洋二
4	渡邊 明
5	NGUYEN NHAN
6	KANDEL ACHARYA GOMA DEVI
7	山添 雅矢
8	HOANG TU LINH
9	LIU XINGHAO
10	PARK SEONGEUN 朴 性垠
11	松本 紗知
12	LIU YUSHAN
13	MAHARJAN SANDHYA
14	古屋 大吾
15	眞藤 歩美
16	稲葉 由利子
17	HOANG VAN THIEN
18	LAMA KUMAR
19	神藤 奈々子
20	東山 慎哉
	以下余白

※ 地方税法第20条の2第3項の規定により、公示した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされる。